

「調整されたレベル3」規制に関する官報二件の概要（当館にて仮訳一部編集）

それぞれ6月16日、17日施行

(1) 「調整されたレベル3」の一般の規制

【人の動き】

33. (1) すべての人は、次の場合を除き、午後10時から午前4時までの間、自宅にいないなければならない。

(a) 表2に掲げる業務に係る業務以外の業務を行う場合で、関係閣僚の指示による許可又は別表Aの様式第7に該当する許可を受けているとき。

(b) セキュリティまたは医療上の緊急事態。

(c) 夜間外出禁止時間内にフライトで到着した場合、または夜間外出禁止時間内の移動が必要なため空港へ／から移動している場合。ただし、旅行者がフライトを証明する有効な搭乗券または航空券の写しを所持していることを条件とする。

(2) (1)の外出禁止令に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3) 屋内・屋外を問わず、次の施設の閉館時間は午後9時とする。

(a) 映画館。

(b) 劇場。

(c) カジノ。

(d) 博物館、美術館、博物館、公文書館。

(e) 公共のスイミングプール

(f) ビーチ及び公共の公園

(g) ゲームパーク、植物園、水族館、動物園

(h) ジム及びフィットネスセンター。

(i) レストラン・バー、簡易食堂、居酒屋

(g) オークションを開催する会場。

(h) プロスポーツを開催する会場。

(l) 信仰に基づく、または宗教的な集まりを主催する会場

(m) 社会的、政治的、文化的な集会の会場

(4) 州間の移動は許可される。

【公共の場における義務的なプロトコル】

34. (1) この規則の目的のために、「フェイスマスク」とは、布製のフェイスマスク、鼻と口を覆う手作りのもの、または鼻と口を覆うためのその他の適切なものを意味する。

(2) 公共の場所にいるときは、6歳以下の子どもを除き、すべての人にフェイスマスクの着用が義務づけられており、執行官による口頭でのフェイスマスク着用の指示に従わず、有罪

判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3) 何人も、布製のフェイスマスクやハンドメイドのもの、あるいは鼻及び口を覆う適当なものなどを着用していない場合は、次のことをしてはならない。

(a) 政府機関を含む建物、場所、敷地内に入ること、一般人が商品やサービスを得るために使用する建物や敷地内に入ること。

(b) 商品やサービスを得るために一般の人が使用する政府の建物、場所、または敷地を含む建物、場所、または敷地内に入ること、またはそこにいること。

(c) 公共の場にいること。

(4) (2)(c)の禁止事項は、公共の場所で激しい運動を行う者で、他者との距離を少なくとも1.5メートルに保ち、かつ、健康担当閣僚の指示により、激しい運動とみなされるものであることを条件として、適用されない。

(5)雇用者は、従業員が職務を遂行している間、布製のフェイスマスク、ハンドメイドのもの、または鼻と口を覆う他の適切なものを着用していない場合には、従業員に職務を遂行させ、または雇用の敷地内に立ち入ることを許可することはできない。

(6) すべての事業所（スーパーマーケット、売店、食料品店、小売店、卸売青果市場、薬局を含むが、これらに限定されない）の敷地は、以下の条件を満たさなければならない。

(a) 床面積を平方メートル単位で決定する。

(b) (a)で考えられる情報に基づいて、利用可能な十分なスペースでいつでも構内にいる可能性のある顧客と従業員の数を決定する。

(c) 敷地内または敷地外に列をなしている人が、互いに1.5メートルの距離を保つことができるようにするための措置を講じること。

(d) 施設の入り口に一般および従業員が使用するための手指消毒器を設置すること。

(e) 書面により、従業員またはその他の適切な人物を、次の事項を保証するコンプライアンス従業員として指定すること。

(i) (a)から(d)までに規定する措置の遵守

(ii) 衛生上の条件及びCOVID-19を持つ人への曝露の制限に関するすべての指示が守られていること。

(7) その敷地内にある事業所が、規定(5)で定められた顧客および従業員の最大数を超える違反を犯し、有罪判決を受けた場合は、6ヶ月を超えない期間の罰金もしくは禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑の両方に処される。

(8) すべての雇用者は、次の事項を含む従業員の身体的な距離を保つための措置をとらなければならない。

(a) 従業員の在宅勤務を可能にし、または従業員が職場に物理的に立ち会う必要性を最小限にすること。

(b) 十分なスペースの確保。

(c) 対面会議の制限。

(d) 既知または公表されている健康上の問題や併存疾患を持つ従業員、または COVID-19 に感染した場合に合併症や死亡のリスクが高くなる可能性のある状態にある従業員に対する特別な措置。

(e) COVID-19 に感染した場合、合併症や死亡のリスクが高い 60 歳以上の従業員に対する特別な措置。

(9) 規制(6)に定める要件は、規制(5)で規定されていないその他の建物にも、必要な変更を加えて適用される。

(10) すべての宅配便および配送サービスは、配送中の個人的な接触を最小限に抑えることを提供しなければならない。

(11) 1990年銀行法(Act No.94 of 1990)に定義されるすべての銀行および2017年金融セクター規制法(Act No.9 of 2017)に定義される金融機関は、以下の事項を行わなければならない。

(a) (i)自らの銀行または金融機関の名称が記載され、各銀行または金融機関の施設及び支店に設置されているすべての現金自動預け払い機に、公衆が使用するための消毒剤があることを確保すること。

(ii)現金自動預け払い機に列をなす人々が、互いに1.5メートルの距離を保つようにするための措置を講じること。

(b) 銀行または金融機関の現金自動預け払い機を設置する第三者が、適切な契約を通じてこれらの規定を確実に実施するための合理的な措置を講じること。

【集会】

36. (1)すべての人は、フェイスマスクを着用し、COVID-19 にさらされることを制限するために、集会に参加する際には、以下のことをしなければならない。

(a) フェイスマスクを着用する。

(b) すべての健康プロトコルを遵守すること。

(c) 互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。

(d) 本規則33に定められた夜間外出禁止時間を守ること。

(e) 健康担当閣僚と協議の上、当該閣僚の指示に基づき定めるところにより、その他の健康プロトコルと身体的距離の措置を遵守すること。

(2) 集会を行う屋内外の施設の所有者又は運営者は、その施設の最大収容人数を記載した建物使用許可証を表示しなければならない。

(3) すべて-

(i) 信仰に基づくまたは宗教的な集まり: 及び

(ii) 社交的、政治的、文化的な集まりは許可されるが、屋内の会場では 100 人以下、屋外の会場では 250 人以下に制限される。相互に少なくとも 1.5 メートル離れている場合は、すべての健康プロトコルと身体的距離をとる措置を遵守することを条件として、会場

の収容人数の50%を超えない範囲で使用することができる。

(4) 職場での仕事の目的での集まりは、すべての健康プロトコルと身体的距離をとる措置を厳守することを条件として許可される。

(5) (a) ホテル、ロッジ、ベッド アンド ブレックファスト、タイムシェア施設、リゾート、ゲストハウスは、利用者がフェイスマスクを着用し、共有スペースでは少なくとも1.5メートルの距離相互を保つことを条件に、宿泊利用可能な部屋のすべてに人を収容することが許可される。

(b) レストラン・バー、簡易食堂、居酒屋は、屋内会場では最大 100 人以下、屋外会場では 250 人以下に制限される。会場が狭く、所定の人数を互いに1.5メートル以上の距離を保って収容することができない場合は、会場の収容人数の50%を超えない範囲で使用することができる。

(c) 会議、食事、娯楽施設は、屋内会場では最大 100 人以下、屋外会場では 250 人以下に制限される。会場が狭く、所定の人数を互いに1.5メートル以上の距離を保って収容することができない場合は、会場の収容人数の50%を超えない範囲で使用することができる。

(d) スーパーマーケット、商店、食料品店、青果市場、薬局を含むすべての事業所は、顧客と従業員を含む床面積の50%に制限され、フェイスマスクの着用、消毒、身体的距離をとる措置を含むすべての健康プロトコルを厳守しなければならない。

(6) 本規則第50条(3)に定める営業時間および以下の事項を厳守することを条件に、認可されたスポーツ団体によるプロおよびアマチュア (non-professional) の試合を含むスポーツ活動を行うことができる。

(a) スポーツ担当閣僚が保健担当閣僚と協議の上、スポーツの試合に関する指示を出すこと。

(b) スポーツの試合の会場には、ジャーナリスト、ラジオ、テレビのクルー、警備員、緊急医療サービス、およびスポーツの試合の会場のオーナーが雇用する必要な従業員のみが入場できる。

(c) スポーツの試合に必要な人数の選手、審判、サポートスタッフ、メディカルクルーのみがスポーツの試合会場に入場できる。

(d) スポーツ試合の会場には、観客を入れないこと。

(e) COVID-19 の感染率が低いまたは中程度の国が関与する国際的なスポーツイベントは許可される。

(7) 執行官は、規則に反する集会が行われた場合、以下のことをしなければならない。

(a) 集会に参加している者に対し、直ちに解散するよう命令する。

(b) 集会参加者が解散を拒否した場合は、適切な措置を講じなければならない。この措置には、1977年刑事訴訟法 (1977年法律第51号) に従い、集会参加者の逮捕及び拘留を含む。

【一般の者による訪問が規制される場所】

41.(1)以下の施設への一般による訪問

- (a) 矯正センター
 - (b) 再勾留施設
 - (c) 警察の留置場
 - (d) 軍事拘置施設
 - (e) 保健規約に基づく治療又は投薬を受けるためのものを除く保健施設。
- (f) 高齢者の居住施設は、関連する閣僚が指示する範囲および方法で許可される。
- (2) 独立選挙管理委員会は、有権者登録または特別投票のために必要な場合、関係閣僚の指示に定められた範囲および方法で、(1)で言及された施設を訪問することができる。

【国境の一部再開】

42.(1) 完全に稼働している 20 の陸地の国境はそのまま稼働し、閉鎖されていた 33 の陸地の国境は閉鎖されたままとなる。

- (2) 次の(3)の規定を条件に、南アフリカ共和国の内外を行き来できる。
- (3) 南アフリカ共和国の学校に通う近隣諸国からの通勤者で、南アフリカ共和国への出入国が許可されている者は、以下に関連するプロトコルを遵守する必要がある。
- (a) COVID-19 のスクリーニング、および必要に応じて検疫または隔離を行う。
 - (b) フェイスマスクの着用。
 - (c) 輸送
 - (d) 安全性と COVID-19 拡散防止に関する健康プロトコルに従った消毒及び身体的距離をとる措置。
- (4) (a) 国際的な空の旅は、以下の空港に限定される。
- (i) OR タンボ国際空港
 - (ii) キング・シャカ国際空港
 - (iii) ケープタウン国際空港
 - (iv) ランセリア国際空港
 - (v) クルーガー・ムプマランガ国際空港
- (b) (a)に記載された空港での長距離便の出発および着陸は、本規則第 33 条(1)に規定された夜間外出禁止時間帯に許可される。
- (c) (a)に記載された空港に到着するすべての外国人旅行者は、旅行日の 72 時間前までに行われた世界保健機関 (WHO) 公認の COVID-19 検査の陰性証明書を提出しなければならない。
- (d) 旅行者が COVID-19 検査陰性の陰性証明書を提出しなかった場合、旅行者は自費で到着時に抗原検査を行うことを要求され、旅行者が COVID-19 の陽性反応を示した場合には、自費で 10 日間の隔離を要求される。

(5) すべての商業港は営業を継続し、すべての健康法および国境法施行規則に沿って、小型船舶の港への入港を許可する。

【貨物の輸送】

42A

(1) 鉄道、海上、航空および道路輸送は、他国との間及び南アフリカ共和国内での貨物の移動のために、国内法および次の(2)に基づいて発せられる指示に従うことを条件に、輸出用および輸入用の貨物の輸送のために許可される。

(2) 貿易・産業・競争を担当する閣僚は、運輸・財務を担当する閣僚と協議の上、COVID-19の拡散を防止・抑制し、COVID-19 パンデミックによる破壊的影響等に対処する必要性を考慮して、輸出または輸入の管理・運営・優先順位付けを規定する指示を出すことができる。

(3) 運輸を担当する閣僚は、協調統治・伝統業務担当閣僚、貿易・産業・競争担当閣僚、保健・司法・矯正サービス担当閣僚、財務・公営企業担当閣僚と協議の上、海上貨物業務及び航空貨物業務に適用される健康プロトコルに関する指示を出すことができる。

【酒類の販売及び供給】

44. (1) 酒類の販売は、

(a) 敷地外消費のための認可を受けた販売場所では、金曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除き、月曜日から木曜日の午前10時から午後6時の間のみ、許可される。

(b) 認可された敷地内での消費は、本規則第 33条(3) で掲げられた夜間外出禁止令を厳守することを条件に許可される。

(2) 本条(1)Aの規定は、免税店、登録されたワイナリーおよびワイン農園、地ビール醸造所及び地ビール蒸留所には適用されない。

(3) 酒類を公共の場所で消費することは、許可された敷地内での消費を除き、許可されていない。

(4) 登録されたワイナリー、ワイン農場、地ビール醸造所及び地ビール蒸留所は、本規則第33条(3)に規定された夜間外出禁止令を厳守し、身体的距離を置く措置や健康プロトコルを厳守することを条件に、ワインの試飲やその他の醸造物の試食、敷地外での消費のためのワインやその他の醸造物の販売を継続して行うことができる。

(5) 酒類の輸送は許可される。

(6) 本条(1)及び(3)に反して酒類を販売・消費することは、違法行為である。

(3) 「調整された警戒レベル3」別表

【調整された警戒レベル3】

在宅勤務が可能な者はすべて在宅勤務をしなければならない。ただし、「調整された警戒レベル3」の下では、以下を条件に、自宅外でのあらゆる種類の業務、通勤・通学、業務

目的での移動が許可される。

- (a) 健康プロトコルと身体的距離措置の厳格な遵守。
- (b) COVID-19の職場環境を整えるための措置を講じるために、段階的に職場復帰を行うこと。
- (c) 職場復帰は感染症のリスクを回避し、軽減する方法で行われること。
- (d) この表の特定の経済的除外事項に記載されていない活動。

(特定の経済的除外事項)

- 1 夜間の通夜
- 2 「after-tears」を含む葬儀後の集まり。
- 3 ナイトクラブ
- 4 閉鎖されたままの陸の国境。ただし、本規則 第42条(1)に記載されている陸の国境は除く。
- 5 娯楽を目的とした国際旅客船旅行。ただし、小型船舶で、健康法及び国境法の施行に沿ったものを除く。
- 6 スポーツイベントへの観客の参加。
- 7 運輸担当内閣メンバーの指示により定める公共交通機関の業務に関するものを除くもの。
- 8 教育事業に関するものであって、教育担当の内閣メンバーの指示に基づくものを除くもの。